

次期介護保険料(試算)について

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は3年ごとに算定することとされています。今般、国において次期介護報酬の答申がされたため、本市の第1号被保険者の次期介護保険料(平成21年度から平成23年度まで)を、以下のポイントに基づいて試算しました。

1 介護保険料の設定について

現在、本市では介護保険料は6段階の設定となっておりますが、次期計画では負担の能力に応じたより細やかな設定とするために、**9段階**の設定とします。

また、平成20年度まで、第1号被保険者の介護保険料の金額は3年間通して同一のものとされてきましたが、次期計画期間において国の緊急特別対策により、年度ごとに保険料を変更することも可能となりました。

本市では、保険料が3年間同一の形態が定着していることや保険料の上昇見込額が小幅であることから、これまでと同様に3年間同一のものとして介護保険料を設定します。

2 施設整備方針について

現在、第5次長野市高齢者福祉計画・第4期長野市介護保険事業計画「あいプラン21」を策定中であり、その素案について、平成20年12月25日に開催した長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会で審議いただきました。

あわせて、素案に対する市民意見の募集を行っています。施設整備数等は市民意見募集後に確定することとなります。

3 介護報酬の改定について

平成20年12月26日、国において介護報酬3%引き上げの答申がされました。これに基づき、本市の介護保険料を試算しました。(5及び裏面参照)

4 介護保険料の上昇抑制について

介護報酬の引き上げに伴う介護保険料の上昇については、国からの特例交付金により、ある程度上昇の抑制が図られます。また、介護保険料の9段階の設定による低所得者の負担軽減分、高齢者の増加と施設整備に伴う介護保険給付費の増加による介護保険料の上昇については、介護保険準備基金の取り崩し(9億円程度)によって介護保険料の上昇を抑えます。

5 次期介護保険料の試算結果について

現介護保険料基準額		次期介護保険料基準額		増加金額	増加割合
3,890円		3,990円		100円	2.57%
内訳	介護保険料増加要因	自然増	施設整備	介護報酬引き上げ	計
	増加金額	215円	105円	110円	430円
	介護保険料減少要因	介護報酬引き上げによる国からの特例交付金		介護保険準備基金の取り崩し	計
	減少金額	55円		275円	330円

[現介護保険料（平成 18 年度から平成 20 年度）]

段階	対象者	介護保険料額 (月額)
第 1 段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税	1,945円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	1,945円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える	2,918円
第 4 段階 (基準額)	本人は市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税されている	3,890円
第 5 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満	4,863円
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上	5,835円



[次期介護保険料（平成 21 年度から平成 23 年度）]

段階	対象者	介護保険料額 (月額)	現行との比較 増減額
第 1 段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税	1,995円	+ 50円 (現第 1 段階)
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	1,995円	+ 50円 (現第 2 段階)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える	2,918円	+ 75円 (現第 3 段階)
第 4 段階 (新設)	本人は市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税されており、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	3,492円	- 398円 (現第 4 段階)
第 5 段階 (基準額)	本人は市民税非課税で、世帯の誰かが市民税課税されており、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える	3,990円	+ 100円 (現第 4 段階)
第 6 段階 (新設)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以下	4,485円	- 374円 (現第 5 段階)
第 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円を超え、200 万円未満	4,988円	+ 125円 (現第 5 段階)
第 8 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上、400 万円未満	5,985円	+ 150円 (現第 6 段階)
第 9 段階 (新設)	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上	6,983円	+ 1,148円 (現第 6 段階)

施設整備については未確定でありますので、平成 23 年度末目標定員数を、平成 20 年度末から、介護老人福祉施設は 150 人増（定員 1,440 人）、認知症対応型共同生活介護施設は 198 人増（定員 514 人）、地域密着型特定施設は 87 人増（定員 238 人）と仮定して次期介護保険料を試算しています。施設整備目標数に変更があれば、介護保険料も変更されます。

現介護保険料の第 4,5 段階対象者には平成 20 年度までの激変緩和措置対象者が含まれているため、上記の比較増減額と一致しない場合があります。

今後、老人福祉専門分科会での審議、市の財政状況等を踏まえ、次期介護保険料案を作成し、3 月議会へ上程します。